

「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(案)」
に関する意見

平成29年2月16日

一般財団法人 バイオインダストリー協会



1. はじめに

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省におかれましては、このたび、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(以下、名古屋議定書)の国内措置「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(案)」(以下、指針(案))に関し、意見を提出する機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

また、平成26年10月23日付けの、私ども(一財)バイオインダストリー協会をはじめとする産業界の6団体による、生物多様性条約・名古屋議定書に関する、『『名古屋』という日本の都市の名称が付された議定書であるが、批准に向けた議論を行うにあたっては、拙速に走るべきではなく、是非、内容をひとつひとつ丁寧に検討していただくとともに、産業界との調整を経た上で結論を出していただきたい』との要請に対して、今日まで時間をかけて、ひとつひとつ丁寧に検討していただいたことに感謝申し上げます。

さらに、今回示された指針(案)の内容も、概ね、産業界をはじめとする我が国の、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識(以下、遺伝資源等)の「取得者」、「輸入者」及び我が国において遺伝資源を譲り受けた者ならびに我が国において自ら遺伝資源を利用する者に過剰な負担を予期させることなく、我が国の管轄内で利用される遺伝資源等へのアクセスが、事前の情報に基づく同意に従って行われており、かつ相互に合意する条件が設定されていることを規定するための、適切で効果的かつ釣合いのとれた措置である、と考えます。

私ども(一財)バイオインダストリー協会は、これまでも、生物多様性条約の3つの目的及び名古屋議定書の目的を尊重し、それらの達成に向けて努力してきました。さらに、今後も、それらの達成に向けて努めていく所存ですので、指針(案)に示された措置が、適切で効果的に、かつ釣合いのとれた形で運用され機能するよう、以下の通り、意見を提出いたします。

我が国政府におかれましては、ここに提出された意見を十分に検討し適切に対応されるようお願い申し上げます。

なお、本意見書における、生物多様性条約及び名古屋議定書の条文の和訳引用部分は、

日本政府の、生物の多様性に関する条約の公定訳文¹及び名古屋議定書の仮訳文²に基づくものです。

2. 意見

2-1. 指針（案）に対する意見

意見番号	2-1-1
項目	・用語「国際クリアリングハウス」について
該当箇所	・p.3、第1章 第2 定義 (4)国際クリアリングハウス
意見内容	<p>・指針（案）では、名古屋議定書第14条1に規定されている情報交換センターを、「国際クリアリングハウス」としているが、名古屋議定書英語正文では”the Access and Benefit-sharing Clearing-House”と大文字で固有名詞として記載している。また、CBD事務局のウェブサイトやCBD文書においても、”ABS Clearing-House”と略記されることが多い。したがって、指針（案）においても「国際クリアリングハウス」ではなく、「ABSクリアリングハウス」とすべきである。</p> <p>・なお、本意見書の以下の部分においては、便宜上、本指針（案）に用いられている「国際クリアリングハウス」を使用する。</p>

意見番号	2-1-2
項目	・様式第1によって報告された情報の、国際クリアリングハウスへの提供について
該当箇所	<p>・p.8、第2章 第1の4(1)</p> <p>「環境大臣は、1から3までのいずれかの規定に基づき様式第1により報告された情報を国際クリアリングハウスに提供するものとする。この場合において、報告をした者に係る情報を提供するかは、当該者の希望に応じて決定するものとする。」</p> <p>及び</p> <p>・様式第1</p>
意見内容	<p>・1から3までのいずれかの規定に基づき、様式第1によって報告された情報の国際クリアリングハウスへの提供は、名古屋議定書第17条1(a)(iii)に基づくものであり、当該規程では、”without prejudice to the protection of confidential information”とされていることから、秘密の情報の保護が図ら</p>

¹ 環境省 自然環境局 生物多様性センター：http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html (2017年2月16日最終アクセス)

² 外務省：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_72.pdf (2017年2月16日最終アクセス)

	<p>れるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、指針（案）の「第2章 第1の4(1)」においては、「報告をした者に係る情報を提供するかは、当該者の希望に応じて決定するものとする」とされ、様式第1備考8においては、「国際遵守証明書の写しを添付すること。ただし、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる」とされていることから、様式第1で報告された情報のうち、「報告をした者に係る情報」及び「国際遵守証明書の写しの情報」に関しては、秘密の情報の保護が図られているが、それ以外の情報については、図られていない状態にある。 このため、「報告をした者に係る情報」及び「国際遵守証明書の写しの情報」以外の情報についても、秘密の情報の保護が図られるべきである。
--	---

意見番号	2-1-3
項目	・様式第2によって報告された情報の、国際クリアリングハウスへの提供について
該当箇所	<p>・ p.9、第2章 第1の4(2)</p> <p>「環境大臣は、1又は3の規定に基づき様式第2により報告した者の希望に応じて、当該報告された情報を国際クリアリングハウスに提供するものとする。この場合において、提供する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。」</p> <p>及び</p> <p>・様式第2の「3. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」</p>
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> 1又は3の規定に基づき様式第2により報告された情報の、国際クリアリングハウスへの提供は、名古屋議定書第17条1(a)(iii)に基づくものであり、当該規程では、“without prejudice to the protection of confidential information”とされていることから、秘密の情報の保護が図られるべきである。 一方、指針（案）の「第2章 第1の4(1)」においては、「提供する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする」とされている。 このため、提供する情報に関する秘密の情報の保護は、報告者の希望を確実に実現することによって図ることができる。 しかしながら、様式第2の「3. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」では、国際クリアリングハウスへの提供を希望しない情報を具体的に記載することになっており、指針（案）本文の規定とは逆の表現となっていることから、報告者が記載を間違える恐れがある。 このため、様式第2の「3.」を指針（案）本文に合わせ、「3. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望する情報」とし、秘密情報の保護を確実に図るべきである。

意見番号	2-1-4
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 から 3 までの規定に基づき報告された情報の、環境省のウェブサイトへの掲載について
該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.9、第 2 章 第 1 の 5(1) 「環境大臣は、1 から 3 までの規定に基づき報告した者の希望に応じて、当該報告された情報を環境省のウェブサイトに掲載するものとする。この場合において、掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。」 <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 1 及び様式第 2 の「3. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 又は 3 の規定に基づき報告された情報の、環境省のウェブサイトへの掲載は、名古屋議定書第 17 条 1(a)(iii)に基づくものであり、当該規程では、“without prejudice to the protection of confidential information”とされていることから、秘密の情報の保護が図られるべきである。 ・ 一方、指針（案）の「第 2 章 第 1 の 5(1)」においては、「提供する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする」とされている。 ・ このため、提供する情報に関する秘密の情報の保護は、報告者の希望を確実に実現することによって図ることができる。 ・ しかしながら、様式第 1 及び様式第 2 の「3. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」では、環境省のウェブサイトへの掲載を希望しない情報を具体的に記載することになっており、指針（案）本文の規定とは逆の表現となっていることから、報告者が記載を間違える恐れがある。 ・ このため、様式第 1 及び様式第 2 の「3.」を指針（案）本文に合わせ、「3. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望する情報」とし、秘密情報の保護を確実に図るべきである。

意見番号	2-1-5
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な情報の環境省ウェブサイトへの掲載
該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.9、第 2 章 第 1 の 5(2) 「環境大臣は、(1)に定める情報のほか、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置を的確かつ円滑に行うために必要な情報を環境省のウェブサイトに掲載するものとする。」
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境大臣は、提供国法令等、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置を的確かつ円滑に行うために必要な情報を環境省のウェブサイトに掲載すべきである。 ・ 提供国法令は日本語訳を掲載し、さらに充実に努めていただきたい。

意見番号	2-1-6
項目	・提供国法令の違反の申立てに係る協力について
該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.11、第2章 第4の1 <p>「議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合において、環境大臣は、必要があると認めるときは、議定書により締約国が協力の義務を負うものとして定められた範囲内において、当該申立てのあった事案に係る取得者、輸入者、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を利用する者その他の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を取り扱う者に対し、その有する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得、輸入、利用その他の取扱いに関する提供国法令の違反についての情報の提供を求めるものとする。」</p>
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議定書の締約国であって、且つ、申立ての対象となっている遺伝資源又は当該遺伝資源に関連する伝統的知識の提供国政府以外からの指摘に対しては、政府として対応すべきではない。 ・ 申立ての時点で国際クリアリングハウスに提供されていても、申立ての対象となっている遺伝資源又は当該遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスの時点で、国際クリアリングハウスに掲載されていなかった提供国法令への違反の申立てに対しては、政府として対応すべきではない。 ・ 環境大臣は、国際クリアリングハウス等から得られる情報をもとに提供国法令の内容に、政府関係当局として日頃から精通しておき、申立てを受けた場合には、当該申立てに関する情報の正しさの証明を当該提供国に対して求め、その内容を厳密に検証し、必要があると認められる場合のみ、当該申立てのあった事案に係る取得者、輸入者、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を利用する者その他の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を取り扱う者に対し、関連情報の提供を求めるべきである。 ・ また、環境大臣は、当該提供国からの申立てを理不尽なもの判断した場合には、その国に対して正当な理由を示し、然るべき対応と処理を行うべきである。

意見番号	2-1-7
項目	・ 遺伝資源利用関連情報の、国際クリアリングハウスへの提供
該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.13、第2章 第5の2 <p>「環境大臣は、1に基づき提供された遺伝資源利用関連情報を、当該提供をした者の希望に応じて、国際クリアリングハウスに提供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載するものとする。この場合において、提供又</p>

	<p>は掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。また、環境大臣その他の主務大臣は、当該情報を通じて把握した遺伝資源の利用実態に即し、提供国法令の遵守に係る啓発を重点的かつ効率的に行うものとする。」</p> <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第3の「4. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・1に基づき様式第3により提供された情報の国際クリアリングハウスへの提供は、名古屋議定書第17条1(a)(iii)に基づくものであり、当該規程では、“without prejudice to the protection of confidential information”とされていることから、秘密の情報の保護が図られるべきである。 ・一方、指針（案）の「第2章第5の2」においては、「提供する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする」とされている。 ・このため、提供する情報に関する秘密の情報の保護は、提供者の希望を確実に実現することによって図られることになる。 ・しかしながら、様式第3の「4. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」では、国際クリアリングハウスへの提供を希望しない情報を具体的に記載することになっており、指針（案）本文の規定とは逆の表現となっていることから、提供者が記載を間違える恐れがある。 ・このため、様式第3の「4.」を指針（案）本文に合わせ、「4. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望する情報」とし、秘密情報の保護を確実に図るべきである。

意見番号	2-1-8
項目	・遺伝資源利用関連情報の、環境省ウェブサイトへの掲載
該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・p.13、第2章第5の2 <p>「環境大臣は、1に基づき提供された遺伝資源利用関連情報を、当該提供をした者の希望に応じて、国際クリアリングハウスに提供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載するものとする。この場合において、提供又は掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。また、環境大臣その他の主務大臣は、当該情報を通じて把握した遺伝資源の利用実態に即し、提供国法令の遵守に係る啓発を重点的かつ効率的に行うものとする。」</p> <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第3の「4. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・1に基づき提供された情報の、環境省のウェブサイトへの掲載は、名古屋議定書第17条1(a)(iii)に基づくものであり、当該規程には、“without prejudice to the protection of confidential information”とあることから、

	<p>秘密の情報の保護が図られるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方、指針（案）の「第2章 第5の2」においては、「提供する情報は、当該者の<u>希望に応じて決定するものとする</u>」とされている。 ・このため、提供する情報に関する秘密の情報の保護は、報告者の希望を確実に実現することによって図られることになる。 ・しかしながら、様式第3の「4. 国際クリアリングハウスへの提供等を<u>希望しない情報</u>」では、環境省のウェブサイトへの掲載を<u>希望しない情報</u>を具体的に記載することになっており、指針（案）本文の規定とは逆の表現となっていることから、報告者が記載を間違える恐れがある。 ・このため、様式第3の「4.」を指針（案）本文に合わせ、「4. 国際クリアリングハウスへの提供等を<u>希望する情報</u>」とし、秘密情報の保護を確実に図るべきである。
--	--

意見番号	2-1-9
項目	・”Prior informed consent”の訳語について
該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.15～16、第4章 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供 「議定書第6条1ただし書に基づく別段の決定として、我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、同条1に規定する情報に基づく事前の我が国の同意は必要としないものとする。」
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・”Prior informed consent”の訳は、生物多様性条約公定訳文では「事前の情報に基づく同意」とされており、また、名古屋議定書仮訳文においても、同様に「事前の情報に基づく同意」とされている。 ・生物多様性条約が1993年12月29日に発効してからこれまでに23年余りが経過し、この間、我が国において、”Prior informed consent”の訳を「事前の情報に基づく同意」とすることが定着しており、これを他の訳語に変更することは、不要な混乱を生じさせることとなる。 ・また、生物多様性条約の公定訳文の「事前の情報に基づく同意」は、今後に残ることから、「情報に基づく事前の同意」が使われることになれば、”Prior informed consent”に対し2つの訳語が充てられることになる。生物多様性条約及び名古屋議定書の下での「遺伝資源へのアクセスと利益配分（Access and Benefit-sharing : ABS）」において、”Prior informed consent”は、最も重要な用語の一つであり、これに2つの訳語が充てられれば、ABS関係者の間に混乱が生じ、指針（案）に基づく国内措置の円滑な実施を妨げることにもなる。 ・このため、指針（案）第4章の「情報に基づく事前の我が国の同意」は、「事前の情報に基づく我が国の同意」とすべきである。

2-2. 指針（案）に基づく国内措置の運用に関する意見

意見番号	2-2-1
項目	・指針（案）に基づく国内措置に関する解説書の作成
該当箇所	・指針（案）全般
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指針（案）において、「遺伝資源」の定義は、生物多様性条約及び名古屋議定書の定義を、そのまま用いており、その外縁は明確でない。また、指針（案）に基づく国内措置の適用範囲に関しても、いくつかの適用外遺伝資源等が挙げられているが、それぞれの具体的な説明はない。このため、指針（案）の解釈に幅が生じる恐れがあり、そうなれば、指針（案）に基づく国内措置の円滑な実施を妨げることになる。 ・このため、指針（案）に基づく国内措置の対象となる「遺伝資源」の例や対象とならない事例など、指針（案）の各項目を具体的に解説する省庁横断的な解説書を作成すべきである。

意見番号	2-2-2
項目	・様式第 1、様式第 2 及び様式第 3 の記入方法に関する解説書の作成
該当箇所	・様式第 1、様式第 2 及び様式第 3
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「遺伝資源利用関連情報の提供」には様式第 3 を用いるが、「遺伝資源の適法な取得に係る報告」では、状況に応じて様式第 1 又は様式第 2 を使い分けなければならない。 ・また、様式第 1、様式第 2 及び様式第 3 の各項目の中には、状況に応じて、必ずしも、報告又は情報提供しなくてもよい項目もある。 ・さらに、意見番号 2-1-2～2-1-5、2-1-7 及び 2-1-8 で述べたように、様式第 1 又は様式第 2 による「遺伝資源の適法な取得に係る報告」及び様式第 3 による「遺伝資源利用関連情報の提供」に際しては、秘密情報の保護が図られるべきである。 ・このように、様式第 1、様式第 2 及び様式第 3 の記入の仕方は、その場その場の状況によって異なるので、報告者及び情報の提供者に、自分が、どの様式を使い、どの項目に回答し、あるいは、回答しなくてもよいのかを分かりやすく解説する必要であり、例えば、別添のような解説書を作成すべきである。

意見番号	2-2-3
項目	・指針（案）に関する相談窓口の設置
該当箇所	・指針（案）全般
意見内容	・上述の「指針（案）に基づく国内措置に関する解説書」及び「様式第 1、様

	<p>式第 2 及び様式第 3 の記入方法に関する解説書」に加え、指針（案）に基づく国内措置への対応にあたり、個別の案件に関する相談に対応する「相談窓口」のような仕組みを設けていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、遺伝資源の利用は学術や産業分野毎に異なるため、必要な場合には、所管省庁ごとの相談窓口を設けていただきたい。
--	---

意見番号	2-2-4
項目	・ 告示の見直し
該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.17、附則（見直し） <p>「2 この告示は、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する社会的情勢の変化等を勘案し、必要に応じ見直しを行うものとする。」</p>
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 告示（添付されている各種様式を含む）の見直しの必要性の判断及び必要と判断した場合の見直しに当たっては、告示の実施状況を丁寧に検証し、産業界・学術界の実態及び要望を踏まえ十分な調整を経た上で、対応していただきたい。

意見番号	2-2-5
項目	・ 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討
該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.17、附則（我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討） <p>「3 議定書第 6 条 1 に基づく我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に係る法令の整備の要否については、遺伝資源の取得の機会及び利益配分に関する社会的情勢の変化等を勘案し、この告示の施行の日から起算して五年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」</p>
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討の必要性の判断及び必要と判断した場合の措置の検討に当たっては、社会的情勢の変化等を丁寧に検証し、産業界・学術界の実態及び要望を踏まえ十分な調整を経た上で、対応していただきたい。

2-3. 指針（案）に基づく国内措置を整備し、名古屋議定書を批准し、締約国として名古屋議定書に参加することに関する意見

意見番号	2-3-1
項目	・ 指針（案）に基づく国内措置を整備し、名古屋議定書を批准し、締約国として名古屋議定書に参加することに関する意見
該当箇所	・ 指針（案） p.2、第 1 目的

	<p>「この指針は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置を講ずることにより、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保し、もって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献することを目的とする。」</p> <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（案）の概要について」（以下、指針（案）の概略）の「1. 制定の趣旨」 <p>「今般、我が国は、議定書の担保措置として本指針を定めることとする。」</p>
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指針（案）「第1目的」及び指針（案）の概略「1. 制定の趣旨」にある通り、本指針は、我が国が名古屋議定書を批准するため、その担保措置として定められるものである。 ・このため、本指針が公布された後、国内外の一定の手続きを経て、我が国は、締約国として名古屋議定書に参加することになる。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国政府は、批准の前提として、以下のように対応していただきたい。 ・今後、我が国が名古屋議定書の締約国になった場合には、①名古屋議定書第10条「地球規模の多数国間の利益の配分の仕組み」（Global Multilateral Benefit-Sharing Mechanism : GMBSM）、②<i>Ex situ</i> コレクションの遺伝資源の新たな利用からの利益配分及び③遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用からの利益配分の議論に参加することになるが、その場合、我が国政府は、産業界・学術界の実態及び要望等を踏まえ、いずれの場合も、生物多様性条約及び名古屋議定書の下での既存の2者間のABSの仕組みで対応可能であり、新たな枠組みを設ける必要性は全くないという強い姿勢で、これらの仕組みを支持する締約国との交渉に臨むべきである。 ・それでも、なおかつ、これらの枠組みが採択される場合には、名古屋議定書からの脱退も検討すべきである。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年（2016年）12月に、メキシコ・カンクンで開催された、名古屋議定書

締約国会議第 2 回会合 (MOP2) において、①名古屋議定書第 10 条の GMBSM の議論³に関連し、次の 2 つの争点が議論の俎上に上がった。

② *Ex situ* コレクションの遺伝資源の新たな利用からの利益配分³

③ 遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用からの利益配分⁴

これらの争点の概要は、以下の通りである。

① GMBSM の議論

- ・名古屋議定書第 10 条においては、「締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、国境を越えた状況で存在するもの又は事前の情報に基づく同意を与えること又は得ることができないものの利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、地球規模の多数国間の利益配分の仕組みの必要性及び態様について検討する。(以下、略)」と規定されている。
- ・この GMBSM の必要性については、2011 年に日本の有識者が、名古屋議定書第 10 条から想定される場合をひとつひとつ詳細に検討した結果、いずれの場合も、名古屋議定書の対象外であるか、または名古屋議定書の他の条項で対応すべきものであるため、GMBSM の必要性は認められないとの結論⁵に達した。JBA もこの立場を支持している。

② *Ex situ* コレクションの遺伝資源の新たな利用からの利益配分

- ・GMBSM の議論の中で、PIC の付与又は取得が不可能な場合の一つとして挙げられたものであり、*ex situ* コレクションに収蔵された遺伝資源等にアクセスするには、その *ex situ* コレクションに当該遺伝資源等を提供した元々の提供国の PIC を得ることができないとし、その利用から生ずる利益も元々の提供国 (者) に配分すべきであるという主張である。
- ・これに対し、JBA は、このケースは *ex situ* コレクションと利用者間の既存の 2 者間の ABS の仕組みで対応可能であり、GMBSM の必要性はないという立場である。

³ MOP2 決定 2/10：地球規模の多数国間の利益配分の仕組みの必要性及び態様
<https://www.cbd.int/doc/decisions/np-mop-02/np-mop-02-dec-10-en.pdf> (2017 年 2 月 16 日最終アクセス)

⁴ MOP2 決定 2/14：遺伝資源に関するデジタル配列情報
<https://www.cbd.int/doc/decisions/np-mop-02/np-mop-02-dec-14-en.pdf> (2017 年 2 月 16 日最終アクセス)

⁵ 生物多様性総合対策事業平成 23 年度事業報告書 p.136、
<http://www.mabs.jp/archives/pdf/h23report.pdf> (2017 年 2 月 16 日最終アクセス)

	<p>③遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用からの利益配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約及び名古屋議定書の下での ABS の対象は、遺伝資源（素材）を対象とし、情報（遺伝資源に関連する伝統的知識を除く）を対象としていないにも関わらず、遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用から生ずる利益も利益配分すべきであるとの主張である。 ・これに対し、JBA は、情報は、生物多様性条約及び名古屋議定書の下での ABS の対象ではなく、遺伝資源の利用の成果として得られたデジタル配列情報の取り扱いは、当該遺伝資源に関する提供者と利用者間の相互に合意する条件の中で取り使うことができ、新たな枠組みの必要性はないという立場である。 <p>・このように、</p> <p>①GMBSM</p> <p>②<i>Ex situ</i> コレクションの遺伝資源の新たな利用からの利益配分</p> <p>③遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用からの利益配分</p> <p>に関する議論が起きているが、いずれも、生物多様性条約及び名古屋議定書の下での既存の 2 者間の ABS の仕組みで対応可能であるか、又は、生物多様性条約及び名古屋議定書の下での ABS の対象では無いため、それらに対する新たな枠組みを設ける必要性は全くない。</p>
--	--

3. 指針（案）についての質問

質問番号	3-1
質問箇所	・報告内容及び提供情報の修正、変更、取り下げ等について
質問内容	<p>①様式第 1～3 で報告又は情報提供した内容について、修正、変更、取り下げ等の必要が生じた場合には、どうしたらよいか？</p> <p>例えば、以下のような場合が考えられる。</p> <p>(内容の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告内容に誤りがあった場合。 ・国際クリアリングハウスへの提供又は環境省のウェブサイトへの掲載を希望する情報を変更したい場合。 <p>(様式の変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第 2 で報告したが、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載されたので様式 1 による報告に変更したい場合。

	<p>(任意報告の取り下げ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第2で報告したが、報告の基とした許可証等が、国際クリアリングハウスに公表されている当該国の提供国法令に基づくものではなかったことに気づき、取り下げたい場合。 <p>②上記の質問とも関係するが、様式1～3で報告又は情報提供した内容を、国際クリアリングハウスへ提供する、又は環境省のウェブサイトへ掲載するまでに、一定の猶予期間などが設けられるのか？</p>
--	--

質問番号	3-2
質問箇所	・第2章第1の1
質問内容	<ul style="list-style-type: none"> ・許可書等の発給日から1年以上が経過した後に、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載された場合、それからの自主的な報告は受理されるのか？ ・また、その際の報告は、様式第1で良いのか？

以上